

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	長井市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.nagai.yamagata.jp/all_the_citizens/tetsudoku_todokede_shinsei/3/2978.html

執行機関名 長井市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	長井市医療給付事業に関する条例(昭和48年条例35号)による重度心身障がい(児)者医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療に関する事務であって規則で定めるもの(出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年条例第34号) 別表第1の1 長井市医療給付事業に関する条例(昭和48年条例35号)による重度心身障がい(児)者医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	長井市医療給付事業に関する条例(昭和四十八年条例第35号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 重度心身障がい者(別表1第1項に掲げる者をいう。)、乳幼児等及び母子家庭等の医療を確保し、社会福祉の増進を図るため、その医療に要する経費の一部を負担することにより、これらの経済的負担を軽減することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長井市医療給付事業に関する条例(昭和四十八年条例第35号) 長井市医療給付事業に関する条例施行規則